

作成日 令和8年1月26日

令和8年度 施行

教育支援センター運営業務委託

(教育推進課教育推進係)

公示用

教育支援センター運営業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
報酬		12	月		
期末手当		2	回		
交通費		12	月		
労働保険料(報酬分)		12	月		
労働保険料(期末分)		2	回		
雇用保険料		1	年		
小計(人件費)					
諸経費					人件費の20%
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

教育支援センター運営業務委託 仕様書

1 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- (1) 登校に困難を抱えることから教育支援センターゆうゆうへ在籍登録した児童生徒(以下児童生徒とする)へ以下の事項を提供する。
 - ① 日中に通う居場所の提供
 - ② 学習プログラムまたは自学自習の推奨など、学習の提供(体験活動又はオンラインでの教育相談・学習を含む。)
 - ③ 学校と相談しながら、児童生徒の復学に向けた役割の一部を担う。
 - ④ 学校と相談しながら、児童生徒の進路に関する役割の一部を担う。
- (2) (1)に掲げる児童生徒へ提供した事項について、児童生徒が在籍する学校と情報共有し、連携した指導を行う。
- (3) 児童生徒について、学校が作成する個別支援計画の策定の一部を担う。
- (4) 児童生徒について、学校が主催するケース会議や生徒指導交流会等へ出席する。
- (5) 児童生徒の保護者への相談対応を行う。

2 就業場所

就業場所は、芽室町中央公民館内1階教育支援センターゆうゆう又は引率し赴く場所とする。

3 就業人数

就業人数は主たる1名とし、学習プログラム等内容による。なお、休暇等により人員が代替することは妨げない。

4 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、甲の休校日及び甲が指定する日は開所しないものとする。
- (2) 就業時間は、午前9時00分から午後5時までの間とする。午前9時30分から午後2時30分の間で教育支援センターを開所し、その後休憩・記録・翌日以降の学習等準備・ケース会議出席等により午後5時までの就業とする。

6 報告

甲が乙の業務を把握するため又は本仕様書1-(2)の業務を遂行するため、乙は毎月以下の点を甲へ報告する。

- (1) 教育支援センターに通所した児童生徒名
- (2) 児童生徒毎の通所日、通所時間
- (3) 児童生徒毎の活動内容

7 教育支援センター指導員の要件

教育支援センター指導員は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 教諭免許を有する者
- (2) 児童生徒への指導に経験と造詣を有する者

8 業務実施体制の整備

乙は、教育支援センター業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

- (1) 乙の都合により教育支援センターの開所に支障が生じ、臨時に閉所する場合には、直ちに通所予定の児童生徒へ報告するとともに、甲へ報告することとする。
- (2) 甲及び乙は、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。
- (3) 教育支援センター指導員に交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。ただし、その発生が甲の責に帰する場合はその限りではない。
- (4) 乙は委託契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を実施する。